○中部地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ケ谷三二一六番一まで	前	BA	七・二〇～一一〇・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	
			七・二〇～一一〇・〇〇メートル	二四・二三〇キロメートル	
			九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・二三〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十九日から二週間中部地方整備局及び同局静岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

区間	敷地の幅員	延長
一　道路の種類	一般国道	
二　路線名	一号	
三　指定する道路の部分		
静岡市清水区鳥坂字大当八六八番一から同市葵区瀬名中央一丁目二八六番一まで	九・七三～一一・四八メートル	一・二一八キロメートル
静岡市葵区瀬名中央一丁目一三七番三から同市葵区上土二丁目一二〇番一まで	九・七三～一一・四八メートル	一・一三一キロメートル
四　指定する期日	平成二十七年一月十九日	

○中部地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市清水区鳥坂字大当八六八番一から同市葵区上土二丁目一二〇番一まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十九日

○近畿地方整備局告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十七年一月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社京都確認検査機構

三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	梶本　麻季
変更後	佐藤　麻季

(2) 変更年月日

平成二十六年十二月十日

○近畿地方整備局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十七年一月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	鈴木　俊茂
変更後	杉山　太

(2) 変更年月日

平成二十六年十一月二十五日

○近畿地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	京都府船井郡京丹波町市森百二〇番一から同町市森百町七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月十九日

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十九日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北川町川内名字桑ケ内山二二六一番一から同市北川町川内名字葛葉山二二六二番一まで	前	一三・九四～一四・三四メートル	〇・〇五三キロメートル
	後	一四・三四～三三・六五メートル	〇・〇五三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所